（別紙１）

御意見の概要及びそれに対する考え方

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する御意見の概要及びそれに対する考え方は以下のとおりです。

意見提出者数	提出意見の件数（No.）	御意見の概要	御意見の概要に対する考え方
1	1	貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令第三十五条第二項柱書きについて、「次の各号に掲げるもの」とあるが、同項において「当該各号」の引用等を行っていないため、単に「次に掲げるもの」とするのが適切ではないか。	いただいた御意見を踏まえ、検討いたしましたが、他法令を参考に、原案のとおりとさせていただきます。
2	2	第一条第一項 坑井の定義における「注入井」は、鉱業法や鉱山保安法と共通の「圧入井」あるいは「二酸化炭素圧入井」としては如何か。鉱山保安法上の圧入井と明確に差別化しないのであれば、むしろ用語使用において混乱をもたらす可能性もあり、別途新しく用語を規定する必然性がないように思われる。 また、「圧力緩和井」についても、同様に「採水井」あるいは「採水井」（圧力緩和井）としては如何か。圧力緩和井で生産した水は地下に還元するという前提なのか。その前提や議論が確定しない段階で、この用語を定義するのは時期尚早と考える。	いただいた御意見を踏まえ、検討いたしましたが、二酸化炭素の貯留事業に関する法律においては圧入という用語を用いておらず、二酸化炭素の注入と規定していることから、原案のとおりとさせていただきます。また、「採水井」と言う用語は、鉱業法及び鉱山保安法その他の既存法令において使用されていないため、原案のとおりとさせていただきます。
3	3	条文内で「適切な～」という抽象表現に留まり、距離・濃度・解析手法等の定量的な設計・評価基準が必ずしも明確ではないため、別途ガイドラインや技術基準解釈として、健康影響の受入しきい値の明示や放散に関する拡散評価の標準化、遮断装置の配置・機能要件の明確化、といった定量的な参照枠を明示することをご検討いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、検討して参ります。
	4	第十一条第二項 対象ガスの列挙範囲が広く、サイト全域への網羅的な検知器設置が必要、という解釈が生じかねないため、別途ガイドラインや技術基準解釈として、設置対象箇所の明確化や警報設定値・運用の標準化、設置高さ・配置密度に関する考え方の提示をご検討いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、検討して参ります。

4	5	第二十七条第一項 規定にあたり参照した法令として、「コンビナート等保安規則」の第 5 条第 19 号（高圧ガス設備）及び「一般高圧ガス保安規則」の第 6 条第 13 号（定置式製造設備に係る技術上の基準）が想定されるが、いずれにおいても、圧送機に相当すると推察される設備の構造規定において、荷重を明示的に設計要素として規定していない。加えて、圧送機（附属設備含む）はその想定される形状から、自重、内部流体の重さ、配管反力、熱荷重などは、フランジ計算において考慮しないことが一般的であると思料する。以上より、省令案第 27 条第 1 項の規定において、「使用中の荷重」という語句は削除することが適当と考える。	いただいた御意見を踏まえ、修正させていただきます。